

蕨市子育て世帯訪問支援事業業務委託事業者選定要領

令和8年1月

蕨市健康福祉部子ども未来課

1 目的

家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭及び妊産婦又はヤングケアラー等がいる家庭の家庭環境及び養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的に「子育て世帯訪問支援事業」を実施するため、家庭が抱える不安又は悩みの傾聴及び家事・育児等の支援を実施する業務委託事業者の選定を行うものとする。

2 業務内容等

(1) 業務名称

蕨市子育て世帯訪問支援事業業務委託

(2) 業務の仕様

「蕨市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」参照

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 参加資格要件

次の（1）～（5）すべてを満たすこと。

- (1) 別紙仕様書に基づき適切な運営を行うことができる法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 蕨市暴力団排除条例（平成24年蕨市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団または法人であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずるもの）のうちに暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）である者でないこと。
- (5) 国税および地方税を滞納していないこと。

4 参加方法

令和8年2月18日（水）午後3時までに、担当課に事前連絡し、来所日時を調整の上、提出書類を直接持参するものとし、その際にヒアリングを実施する。

ただし、直接持参が困難な場合は、提出書類を電子メール又は郵送で送付の上、電話によるヒアリングを実施するものとする。

5 提出書類

- (1) 参加申請書(様式第1号)
- (2) 法人概要書(様式第2号)
 - 添付書類
 - ① 法人のパンフレット等の資料
 - ② 決算書（昨年度分）
 - ③ 納税証明書の写し(法人税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し)
- (3) 事業計画書(様式第3号)

6 審査

- (1) 審査にあたっては、これまでの事業実績、安定的な運営の見込み、提出書類の内容等により総合的に審査を行う。
- (2) 書類提出後に辞退する場合は、担当課にその旨連絡し、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (3) 提出書類の審査の結果は書面により参加者に通知する。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 参加に際して不正行為があった場合

8 その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限終了後、本市の責任において処分するものとし、本業務以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。

9 担当課（提出先）

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号
蕨市子ども未来課子育て相談係（市役所2階）
電話：048-431-3449（直通）